

イオンタウン柴田の届出概要について
(法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 イオンタウン株式会社
DCM株式会社
- 2 届出日 令和 4 年 6 月 2 7 日
- 3 店舗の名称 イオンタウン柴田
- 4 店舗設置者 イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 号
DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規
東京都品川区南大井六丁目 2 2 番 7 号
- 5 店舗所在地 柴田郡柴田町中名生字佐野 3 4 - 1 外
- 6 変更しようとする事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
- (変更前) 9 5 9 台
- (変更後) 5 0 0 台
- (2) 駐車場の自動車の出入口の位置
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- | | |
|----------------------|------------------------|
| (変更前) マックスバリュ南東北株式会社 | 2 4 時間 |
| DCM株式会社 | 午前 7 時 3 0 分から午後 9 時まで |
| 株式会社大創産業 | 午前 1 0 時から午後 9 時まで |
| 株式会社マックハウス | 午前 1 0 時から午後 9 時まで |
| 株式会社ファミリーナ | 午前 1 0 時から午後 9 時まで |
| 株式会社ツルハホールディングス | 午前 1 0 時から午後 1 0 時まで |
| 株式会社宮脇書店 | 午前 1 0 時から午後 9 時まで |
| 株式会社西松屋チェーン | 午前 1 0 時から午後 9 時まで |
| 株式会社白牡丹 | 午前 1 0 時から午後 8 時まで |
| 株式会社サン・パーク | 午前 1 0 時から午前 0 時まで |
| (変更後) マックスバリュ南東北株式会社 | 2 4 時間 |
| DCM株式会社 | 午前 7 時 3 0 分から午後 9 時まで |
| 株式会社大創産業 | 午前 9 時から午後 9 時まで |
| 株式会社マックハウス | 午前 1 0 時から午後 9 時まで |
| 株式会社ファミリーナ | 午前 1 0 時から午後 9 時まで |
| 株式会社ツルハホールディングス | 午前 9 時から午後 1 0 時まで |
| 株式会社宮脇書店 | 午前 1 0 時から午後 9 時まで |
| 株式会社西松屋チェーン | 午前 1 0 時から午後 9 時まで |
| 株式会社白牡丹 | 午前 1 0 時から午後 8 時まで |
| 株式会社サン・パーク | 午前 1 0 時から午前 0 時まで |

7 変更する年月日

6 - (1) 令和5年2月28日

6 - (2) 令和4年10月31日

6 - (3) 令和4年6月28日

8 事務手続き等

- ・ 公 告 年 月 日 : 令和4年7月8日
- ・ 縦 覧 期 間 : 公告の日から令和4年11月8日まで (公告の日から4か月)
- ・ 地 元 説 明 会 : 掲 示
- ・ 市町村等からの意見書提出期限 : 令和4年11月8日 (公告の日から4か月以内)
- ・ 県の意見の通知期限 : 令和5年2月27日 (届出から8か月以内)

■変更に関するもの以外の事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

12,051 m² (届出面積11,411 m²)

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐輪場の収容台数 50台
- (2) 荷さばき施設の面積 105.5 m²
- (3) 廃棄物等保管施設の容量 59.9 m³

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

住民説明会の実施状況

※掲示により届出内容の説明を行ったため説明会は実施していない。

柴田町の意見について

| 意見内容 | 設置者の回答内容 |
|------|----------|
| なし | なし |

地元住民の意見について

| 意見内容 | 設置者の回答内容 |
|------|----------|
| なし | なし |

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

| | | |
|------------------|---|----|
| 届出者 | イオンタウン株式会社 DCM株式会社 | |
| 届出年月日 | 令和4年6月27日 | |
| 店舗名称 | イオンタウン柴田 | |
| 所在地 | 柴田郡柴田町中名生字佐野34-1 外 | |
| 市町村の意見 | あり | なし |
| 地域住民等の意見 | あり | なし |
| 県 の 意 見 案 | | |
| 交通関係 | あり | なし |
| 騒音関係 | あり | なし |
| 廃棄物関係 | あり | なし |
| その他 | — | |
| 意見案 | 県の意見はなし | |
| 附帯意見案 | 予備駐車場の一部を催事スペースとして活用する際は、来客者と車の交錯等の問題が発生しないよう敷地内の安全について十分に配慮願います。また、駐車場の不足による周辺道路の渋滞等の交通問題が発生した場合には、必要に応じて駐車場計画の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。 | |